

教育福祉常任委員会会議記録

1. 期日 令和2年9月7日(月) 開会 9時30分
閉会 13時52分
2. 場所 議事堂(議場)
3. 付議事件
- ①近代建築物を活用した二宮の魅力づくりを求める陳情
(令和2年陳情第2号)
 - ②少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費
国庫負担制度2分の1復元を求める陳情 (令和2年陳情第3号)
 - ③二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例 (町長提出議案第53号)
4. 出席者 渡辺委員長、露木副委員長、松崎委員、小笠原委員、前田委員、一石委員、
野地議長
- 執行者側 ①教育長、教育部長、生涯学習課長、生涯学習・スポーツ班長
②教育長、教育部長、教育総務課長、教育総務課課長代理、
教育総務班長
③町長、副町長、健康福祉部長、子育て・健康課長、子育て支
援班長
- 傍聴議員 6名
一般傍聴者 5名
5. 経過

①近代建築物を活用した二宮の魅力づくりを求める陳情(令和2年陳情第2号)

<補足説明>

趣旨説明につきましては、事前にお配りしておりますので、これより質疑を行います。

<質疑>

前田

先日吉田邸、山川邸を案内していただき大変勉強になった。吉田邸、山川邸の他に町内の近代建築物として保存したい、保存すべきであるという建築物があれば聞かせていただきたい。2点目、陳情項目に近代建築物を活用した二宮の魅力づくりとなる湘南スタイルをアピールするイメージ戦略を求めることについてだが、神保様のイメージ戦略に対するお考えや案をお持ちか。持っているのなら聞かせていただきたい。

神保

1点目だが、他にあればということだったので、お渡しした陳情の趣旨説明の中に書いてあるが、1つは梅沢海岸の近くにある宮戸醤油醸造所、渡辺落花生屋の加工工場、北口の吉田屋さんなどは取っておくべきではないかと思う。二宮の観光名所の一つとなっている蘇峰堂の中にある茶室など、町の所有物である東大跡地の近代建築物の建物がいろいろ

あり、そういうものを考えている。2点目のイメージ戦略だが、趣旨の説明文にも書いたが、結構大磯がそういうことを盛んにやっているが、二宮が大磯と違うのは民の力だと思う。特に吉田五十八さんは、建築士で近代化の中で皆が西洋建築を目指す中で、日本の建築がどういうものが残るか追及した方で、日本独特の中に歴史を振り返ってというか、様々な地形を生かした建築物を利用してイメージをうっていったらどうかと。特に二宮は東大跡地などもそうで、吉田五十八さんも若い青年たちが集まったところで、ずっと建築の講義を二宮独自でやっていたこともあり、勤労者会の中で町づくりの情報誌なども発行していた時期もあったそうで、アカデミックな雰囲気、学びに対する遊学文化と私は言っているが、楽しく遊びながらというか、楽しみながら文化を作っていくというイメージ戦略を展開していったらどうかということで、今回「忘れられた豊かさ探し《ふれ愛遊学探訪》」をしお風はいいと思うが、そういったイメージ戦略はどうかかなと思っている。

露木

陳情項目1について伺う。今どれくらい建物を把握しているかということをお話していただいたが、築年数、所有者、現在の状態という意味では今出てきた建物については分かっている部分もあるかと思うが、それ以外の部分で把握されているものがあるのか、今挙げていただいた名称のものは築年数、所有者、現在の状態分ある程度そちらで把握できているのかを聞かせていただきたい。3の邸園文化再生構想事業についてホームページで見たが、ここに位置づけされることで何がメリットになるのか資料をいただいているが、せっかくなので話していただきたい。県からの補助みたいなものは陳情者の方で分かれば、何かしらあるのか教えていただきたい。全体通してだが、先日山川邸に住んでいる方がいらして、今お名前が出てきた吉田屋さんなんかもそうだが、今使っているわけで、そういった方々で、もしかしたら望まない方もいらっしゃるかと思うが、調査とか人が歩くとか、そのへんの感覚みたいなものが分かれば教えていただきたい。

神保

平成12年3月に神奈川の近代和風建築の本を出している。羽入先生が調べ、二宮は近代建築の宝庫であったと教えていただいた。箱根、葉山は多いが、二宮町は三番目で71軒出ている。載っていないものもあるって、そういった中で、昔からここに住んでいる70代後半から80歳ぐらいの方は、あそこは何とか別荘と言ってあれだよと。知っていらっしゃる方がいらっしゃると思う。この間も前田さんに聞いたら、あそこはどうかのと教えてくださった。そういった方がいらっしゃると思うので聞き取りして、県がやっている調査を代入しながらやることで調べられると思う。県からの補助だが、私も詳しいことは分からないので聞いていただきたいが、平成29年の文化庁が文化審議会の答申の中で、これまで価値づけが明確でなかったものを含めた文化財のまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで継承に取り組んでいくのが重要だという答申が出たので、平成31年4月に文化財保護法改正され、それぞれの都道府県で神奈川県も令和元年11月に神奈川県文化財保存活用大綱が作成され、国も県の中でも、そういった細かい規定があると思うが、その中で計画を作り実行していく中で、たとえば、修復とか、

そういった部分にお金が出ることもあるし、その前に登録文化財、登録有形文化財に登録すると、そういった中で多少の補助が出てきたりすることがある。湘南庭園文化財の連絡協議会に、二宮がそういう団体がなかったので入ってほしいと言われ、当初の頃から入っているが、活動していくと古民家や、そういうものをしている会社があって、利用したりすることがある。活動をしていると、屋根専門のモデルがあり、モデルタイプとして、やらせてもらえれば、ただでやるとか、そういうことが起こったりしている。国県の補助だけでなく、やっていることで、いろいろなネットワークができていく、クラウドファンด์もあり、そういうものを活用してやっている事例もあるので、アイデアを出して、みんなでやっていく、町がみんなで取り組んでいくというふうになって民間を絡めていけばいろいろやり方はある。行政単独でやるのは、なかなか難しいが、行政と地域でやっている団体が組めば、お金を獲得する方法はいろいろあると思う。望まない方たちはどうするのかと、今日事例を挙げたところは、わくわく地域探検ツアーで訪問先にさせていただいているので、そういった中で、ある程度許可は取れるのかと思っている。町の中で、みんなで、そういうふうに行うようになった時、理解がしやすいのかと思う。たとえば、私は、しお風を20年やってきたので信頼関係ができていく。民間のなんかわからない団体がやっていることには、なかなか皆さん理解が得られないが、町の中で行政一丸となってやっていく中では、そういう信頼を得やすいし、信頼が得ていけば、旧山川邸もそうだが、神保さんがやっているのであれば、なんでもいいよと言ってくださる方が多い。所有者の方も藤沢でやっている方に聞くと、最初は自分が新しい建築が作れないから駄目だと、だんだん理解していき、藤沢の文化財として認められていたり、いろいろなところで報道されるようになってくると、だんだんその気になっていき、登録しようと思ったり、しているのを見ていくと、皆さんでやっていく中で理解が得られていくのかと思う。邸園文化圏再生構想事業は、藤沢のモーガン邸の保存運動をしている人たちが活動している中で残していくのにどうしようという時に、各地区そういう思いのある人たちが、団体を作り、県に提案し、受託され今動いている状況である。具体的に調べたが、今の中で何かというと、どういう趣旨かわからないが、その中でいっているのが、保存運動だと、保存しよう、所有者方が何かやるとダメだという形だったが、なかなか理解が得られないので、そこで楽しいことをしながら、いろいろな方々を巻き込んでいこうと変わってきている。行政が主導するのではなく、その地域で保存運動をし、そこが素敵だから、音楽をやったりとか、展示会をやったり、映画会をやったり、そういうグループがたくさんいて、交流することで地域も活性化していくというようなかたちが邸園文化圏再生構想の位置づけである。今湘南邸園文化がサインに出る。多くなっていて、今年コロナなので参加者は少ないが、いろいろなところから多くなって、あくまでも湘南なので相模湾沿いでないとだめだと断っていることが出てきている状態である。今は国のなんとかツーリズムも認められたり、取材に来るのでお話ししてくださいと言われたが、国の様々なことにより、湘南邸園文化会も注目も集めていて、今ネットワークを作り、藤沢だけでなく、つなぐことにより、企画したり、一番大きいのが大磯の関係だが、あれ

は国がかなりのお金を出しているが、あれもその中の事業である。

露木

建物の 71 の軒数に驚いた、結構あるなど。建物の説明があるのであれば次をお願いします。町歩きをされていて、いろいろな方からの感想があると思うが、湘南邸園文化財のパンフレットを今探していて、湘南庭園文化財のパンフレットに載っていると思うが、それを探していたらユーチューブのが流れてしまって申し訳ない。それに載ると、参加者は他のエリアを回りつつ、二宮にいらしたりするのかと。二宮は神保さんのイベントしか載っておらず、すごく貴重で、あれに載る効果は、町歩きをしていても、参加する方の感想などで感じるのか。さっき望まない方はどうするのかということ聞いたのではなく、感触としてはどうかと聞いたが、丁寧の説明をしてくださった。今の質問と軒数について説明があるのであればお願いします。

神保

さきほど平成 12 年の統計であり、今見てもかなりなくなっているのので、再調整しないと分からない状況である。邸園文化財のガイドブックに載ったからといって、訪れない町、集まらなくてイベントが中止することがあったりするが、うちの場合は、ガイドブックに載っただけで東京やさらに遠いところから皆さん来る。今、吉田五十八が作ったものがあるが、博物館や美術館みたいにあそこは触っちゃいけない、何しっちゃいけないということがあるが、ここに来る人というのは専門の建築士の方が多数来られたりする。ここに暮らしている人になって、どういう視点で、どういうふうにしたのか、というのを座ったり、開けてみたりいろんなことができて分かるから素晴らしいと。そういう方でもない方でも、いろいろ邸園に行ったが、二宮が一番良かったと言われる。他のところはいろんなのがあって有名だが、たまたま二宮に来たが、こんなに素敵な町はないとおっしゃってくださる。街並みを歩いていても、ごみが落ちておらず、石仏のところの花が活けてある、実際に町を歩いていると、この町を愛していることが分かり、感動したと。これは自慢になるが、しお風のスタッフも、この町が好きで、好きでやっているんだと分かるので素人感が満載だが、来た人に喜んでもらおうと思うし、町が好きだからそれを見てもらおうという熱意がすごいと皆さん感動して、毎回評判は良かった。皆さんに新嘗祭の時に渡したが、いつも配っているガイドブックをまとめたものを 20 周年でまとめたがこのガイドブックがすごく良いとおっしゃって下さって、そういうところが二宮の魅力だと、最近はもう一杯でスタッフがいないので、そんなにたくさんは駄目だとお断りする人も増えてきた。

露木

今おっしゃっていた 71 軒が過去のものだから今どうなっているかわからないというのは過去のものについては所有者とか判明している資料になるのか。

神保

その時の所有者なので、今どうなっているかは分からないが、その時のことについては住所、所在地、建物の用途、構造、屋根形式、屋根の瓦とか、そういうものが載っている。建設年代も載っているが二宮の場合分からないものがあり、結構古く、大正・昭和の初期ではないか

と思われる。

委員長 他にないか。なければ私から一つ確認させてほしい。一つ目の陳情項目に現況調査で、将来経営戦略とかあるが、具体的にこう活かしていくとか、調査が終わった段階でこう使っていきたいというところがあればお聞かせ願いたい。

神保 二宮に菜の花の時期に人が来るが、ここにはどうやって行ったらいいのかとすごく聞かれる。おそらく地元の人という顔をしているので、案内したりするが、他のところでも行われているが。二宮は、お金をかけて道しるべを作っていくのではなくて、マップの中にいろいろちりばめていくことで、ここが現在地だと分かるようなかたちにして、見学までは行かないが、具体的に外から見て、こういうところが工夫して作ってあって、次に行くような、それを見ながら楽しく歩けるということをしていくのがよいのかなと思う。私も皆そうだが、東大の特別名誉教授で建築士の安藤さんの本の中に書いてあったが、1970年代に神戸の異人館保存運動を始めたときは周りから西洋のバラックを残してどうするのかと言われた。確かに安物であり、有名な設計の方が作ったわけではないが、これは歴史を残したいから運動したのであり、未来を考えた時の建築の下地作りだと。環境が良くなければ、良い建築はできないという中で、二宮がどんな町で、どんなだったという、残してきた、守られてきた歴史があるので、そういったことを感じながら町を歩く。二宮は小さな町なので、町歩きは楽しいものなので、そういった中にこれを使っていけばよいのかと思う。

委員長 文化財指定とか先ほど出ているが、1つは文化財を含めて、マップに載せることは指定だが、そういうふうなイメージも含めて考えてよいのか。

神保 中には先ほど露木さんの言ったように、うちは載せないでほしいということがあるかもしれないが、調べていくと、所有者がどう考えているのかわかることもあるので、そういった中で使っていくことでよいのでは。定住促進の中で、リノベーションで、若い人たちが古い家を改築してお店をやっていくということがあると思うので、そういう建物を利用したらよいと思う。現状の空き家になってしまっているところでも、そういうものの対象になるのかもしれない、そういった中で調査して、いろいろ調べるのがよいかと私は思う。

＜執行者側への参考質疑＞

委員長 他に質疑ないか。これにて質疑を終了する。執行者側の参考質疑があれば。

露木 町としては、大きなところでどう考えているのか。歴史ある家屋について、どの程度把握しているのか。陳情者が望むようなことでハードルになってしまうこと、課題になってしまうことを教えてほしい。県の事

業に位置づけされるということで町のメリット・デメリットがあるのか。補助金の関係が分かれば教えていただきたい。

生涯学習課長

町としては現在、近代建築物を活用してということは表立っての動きというのは考えていない。建物に関して、現在どう把握しているかということだが、先ほど話も出ていたが、神奈川県調査で当時 71 軒ほど対象になるような古い建物があったということで、そういった県の調査を参考にさせていただいている。ハードル・課題として考えていることがあるかという質問だが、登録をしてとなると、簡単に登録抹消というわけにはいかないのにお住まいの方がいずれはお子様やお孫さんに建物を譲っていくことがあるが、後々建物を文化財として保存していくという気持ちが意思統一しているかどうか、まず確認する必要があるかと思う。ある程度建物が有名になると、町のにぎわいの面では良いところもあるが、周りにお住まいになっている方の生活もあるかと思う。その生活にどんな影響があるのか多少心配である。今回話題として山川邸や吉田邸が挙げられているが、周りの道が狭くて、たとえば、有名になって車で出かけたという方が来たりしないかとか、海の近くで波の音が聞こえてきそうところで生活を大切にしている方々への影響、建物の近くに幼稚園や保育園の施設もあるので、そういったところの両立を深く考えていく必要があるのではないかというふうに考えている。県の補助について、手持ちの資料が無く申し訳ない。私の方でも確認していきたい。

露木

メリットというよりもデメリットというか前向きな回答ではなかったと思う。町の施政としては、そういうものは大事に残していきたいというような考え方はあるのか。たとえば山川邸など名前が出てきているようなところが売ったり、壊すとなっても町に連絡があるとか、そういったことは全く無いと思ってよいのか。調査にあたって市民との共同事業として進められるのではないかと思うが、そういった考え方についてはいかがか。

教育部長

町の姿勢だが、文化財として山川邸や吉田屋さんにしても大事なものだ認識している。後世に残していくのは、町にも町民にとってもメリットのあることだと思う。ただ、これを保存していくには、かなり大きな力、皆さんの力が必要だと思うし、神保さんはじめ、民間の方々がこういう取り組みをしてくれるのは良いことだと思う。これを活用して事業をやって人を呼びたいというのは民間がやることについて、それはそれでよいが、湘南スタイルをアピールする戦略であったり、邸園文化圏構想ということで取り組むことになると、かなり大きな町づくりの方向性になると思う。これは教育委員会として文化財として保存していく、たとえば先ほど課長からあったが、持っている方が登録文化財として登録したいということで申し出があり、町を通じて県に対して申請をする手続きがあれば教育委員会としてそういうふうに行っていくことはあると思うが、これを生かした町づくりを進めていくことになる、もう少し大きな方向性で、町全体で考えていかなければならない。ここで、教育委員会でこういうふうにすると言うのは今ここで申し上げるのは

難しい。共同事業は考えられることだと思うので、もし万が一進めるのであれば共同して進めていくことが一つの手法であるのかと思う。

議長

陳情趣旨は、とてもよく理解できる方向性だと思うが、私が一番懸念しているのが、町民の私有財産にどこまで踏み込むのか、どこまで個人の権利が守られるのか、について非常に心配している。町の政策があれば、その方向性で調査等々すると思うが、行政がそれを行う、まして議会が陳情を行うというと、町民に対して強制とまではいかないが、ある程度の力がかかると、逆の立場から考えると懸念するが、この陳情が通ると、町もしくは教育委員会はどのような手順で何をしようとしているのか伺いたい。同じような質問になるが、私有地にある木を1本も切れない、草木はだれが面倒を見るのか、台風で屋根が飛んだ場合すべて町がやるのか、そのようなことが今後のことに対して責任を負わなければならないわけだが、そのへんの把握はどのようにされているのか。

教育部長

さきほど申し上げましたが、教育委員会として、できることは限られてくる。生涯学習で文化財保護だが、文化財として大切なものであって、後世に残していくもの。議長がおっしゃったように個人の財産なので個人の方がそういう方向で了解の中で事務的な手続きを行っていくのかと思う。仮に県の指定の文化財になれば、そこで活用したというのが出てくるのかもしれないが、個人の財産を制限することにもつながるので、町から今そういう方向があるわけではないので、どうかともっていくのが難しいのかと現時点では思っている。先ほど申し上げたが、二宮としてこういう町づくりをしていくと大磯のようなものとは少し違うが、人を呼んで、歴史を活かした町づくりをしていくんだということであれば、町全体で考えていくが、今方向性が具体的に無い中で、次は何にしようかというところがあるかという現時点で全くない。

議長

大磯町は町として観光、歴史ということで手を挙げて県と一緒に動いている施策になっているが、今の答えだと、町長としてというのか、町の方向性、施策が出ない以上、教育委員会としては動かないとおっしゃったように聞こえる。ということであれば、今現況調査云々もあるので、相当な予算を確保しなければできないという陳情になるので、まずは町を動かすために陳情を出されている、私はそういう意味だと思ってしまふ。町長が施策を発表する、もしくは、方向性が無い限り、教育委員会としては特にこの陳情を受けて動くことは無いと、極端によるとそういう意味合いでよろしいのか。予算をとることは無いということでもよろしいのか。

教育部長

予算をとって調査をすることになる。お金をかけて調査をするには目的が必要になる。町にある文化財とか、歴史あるものを教育委員会として把握し、調査していく。物はなくなってしまうかもしれないが記録として残していくことも大事である。実際そういうものもある。そういう調査もあるかもしれないが、お金をかけて調査をするには目的がしっかりしていないといけないし、そうでないと予算も取れない。今お示ししているものもやるから、教育委員会として、これから動くのは現時点で

は難しいのかと思っている。

議長

予算をかけるとなると、町はこういうふう将来を作っていきたい、そのために事前の調査をしてほしい。先ほど71という数字もある。公共施設も含めてだが、調査したうえでこれぐらいの軒数が理解してくれた、こういう方向性で町づくりをしていきたいということが見えないと、調査ができないと思う。先にお金をかけて調査をして、やっぱりやめたという予算はとれないので、町の施策、こう決めた、こういうふうに進めていくということを教育委員会として、町へ提言するなり、この陳情を採択を受けた場合は、町長なり、町長だけではなく町全体に対して問いかけする、というのが教育委員会の大切な役割になってくると思う。予算をとる、とらないの前に、もし採択された場合は、教育委員会として町の建築物という財産の保存云々については提言をするという強い意思があるか。

教育長

文化財はたいへん貴重だと思うので、一度なくなると元に戻せないと考える。今回の山川邸さんについては、所有者のご意向を以前に伺っているという事実がある。ご本人が言うには、自分が生きているうちは構わないが、子ども達に売却し、お金として譲りたいという意思表示がある。そういったことを考えるとしても、ここで文化財の指定を受けたとしても短期なものになると予想される。部長が話した通り、現在の記録を現状の課題として、しお風さんが記録しているような資料を保存していった、町全体の文化財として記録を残すことを進めるのが1つかなと思う。ただ議会で、予算で、この調査について認めるということであれば、そこにお金をかけたわけなので、委員会として町長に申し入れをして、それ以外の様々な文化財について調査をするとか、先ほどから出ている町づくりの中に、どういう方向にしていっていただけるのかは委員会として具申していきたいと思う。

一石

邸園文化は、文化人が交流して素晴らしい文化があったということ、神保さんはいろいろな活動をしていらっしゃるが、二宮の文化を活かした教育をこれまでされた経緯があるか。二宮が持っている邸園文化独自の資産を子どもたちに伝えるという経験はされたか。

教育部長

二宮の歴史を知るというのは、子どもたちにとって大切なことで、4年生は社会科の副読本で「わたしたちのにのみや」を学習している。そういうところに二宮の文化、歴史の部分載せており、校外学習で実際に行き行って学習している。具体的にどこに行っているのかは把握していないが二宮を知るという学習は行っている。

一石

町民の方も知らない方がおり、子どもたちはまして大人よりも知らない。郷土の資料を見るような授業があっても、実際に見にいたり、そこに住んでいる方に話を聞いたりというような地域にねざした風土や文化の学びというのが未開拓ではないかと思うがその辺を活かすということをもっと考えた方が良いのではないかと思うがいかがか。

教育部長 郷土を愛するという事は教育委員会としても重要な取り組みで掲げている。このような建物についても子どもたちに知ってもらおうという取り組みを今後も続けていきたい。

一石 大きさに言うと、遺跡、遺産として残すというが、そういうのは使いまわしてこそ残るといふところがあるので、そういう形を残すべきだと思う。民間の団体が動いていること、行政がつながり、今を生きる学びを経験されたらよい。これは意見だが。

委員長 私から1つ確認させていただきたい。先ほどから現況調査に関して、意見交換されているが、教育委員会でどのような人員、費用がかかるか見込みを検討されたことはあるか。

生涯学習課長 こちらの調査だが、人員となると専門の学芸員が必要になるかと思うが、現在生涯学習課では会計年度任用職員の学芸員が1名いる。建築が専門というわけではないので、そのあたりの手当ては必要になってくるかと思う。学術的な調査だと専門家に来ていただくことになる。そちらについては今のところ、いくらかかるという数値としては持ち合わせていない。

委員長 実際に専門家としてヘリテージマネージャー協会とか建築士会が協力している事例があるようだが、そのへんについて協力は得られるのか、確認させていただきたい。

生涯学習課長 ヘリテージマネージャー協会さんだが、邸園文化圏再生構想の神奈川県ホームページで協会との連携と協働に関する基本協定を結んでいるという情報がある。この中でどういった連携をしていくのかという中に、歴史的建造物等の各種調査に関する事が明記されているので、そういったところとの連携は可能であると考えている。

委員長 建築士会は。

生涯学習課長 建築士会についても、今申し上げた基本協定だが一般社団法人神奈川県建築士会及び神奈川県ヘリテージマネージャー協会との連携と協働に関する基本協定ということなので、こちらの建築士会さんの方もこの協定に参画していただいている状況である。

休憩 10時22分

(傍聴議員の質疑：根岸、坂本 各議員)

再開 10時41分

<意見交換>

一石 陳情項目1について受け取り方についてずいぶん変わると思った。議会としては町民の方のご尽力と提案内容といいということ考えると陳情項目を直して、陳情を行政にあげることはできないかと思う。できるだけ、賛成の多い形にしたいと思うがいかがか。

議長

一石議員のおっしゃる通りだと思う。我々が受ける陳情が何ぞやと、陳情項目を非常に大切にする。1と3が引っかかる。私は主語が見えなかった。誰がこれをやるのかが、今の質疑の中で初めてそうだったんだということが多いので、ちょっと見えない部分が多いなと感じた。内容的には賛同される方が多いのかもしれないが、もう一度陳情項目や中身を精査した中で、より多くの方が納得したうえで進められると議会としても行政に対して強く要請ができると感じている。

小笠原

やり取りの1つとして、陳情項目3つあるが、文化財だからと言って単純に教育委員会で振り分けて、教育委員会が答えられる限界がある中で陳情項目の2だが、近代建築物を活用した二宮の魅力づくりとなる二宮らしい湘南スタイルをアピールするイメージ戦略となると、プロモーション事業で企画や観光協会を持っている産業振興の方がしっかり答えられたのではないかと。陳情の組み立てが、教育委員会だけがやればいいという話ではなく、おっしゃっていることはもっともなのに答えが教育委員会の限界があると思っていて、そもそも議運でなぜ教育の方に付託を振ったのかが分かりづらい。そういうふうに思わないのか。

一石

文化財については教育委員会の管轄で、陳情項目を議会として採択して、陳情項目を議会側が協議の上で可能な形に変えることはできるのか。

委員長

私から言うと、陳情項目は3項目並んでいるが、実は意見書を出せという項目はない。今回のこの陳情に関しては採択するか不採択なのかになる。そのあと、全員協議会等で話し合わなければいけない。たとえば、これを議会として予算付けを働きかけるとか、そういうことについては別途話しあうことが妥当だと思うので、陳情は陳情として、採択・不採択を決めた後、議会として町に働きかけることについて、内容について別途教育福祉常任委員会で話し合うか、全協で話し合うか、そういう部分で継続と言ってよいのか。

庶務課長

陳情項目に対しての賛否を決めていただくことになるが、採択して町には意見書というかたちでは出せない。国に対して要望ということではないので。町に対して出すとすれば、先ほど言ったように予算審査、予算要望の時にそういう話をされるか、あるいは決議文を議会で議決して町に出すということになると思う。ただ決議文は具体的なものではなく、ある程度大まかな内容になると思うので、その点ご留意願う。

露木

以前まで趣旨採択があったが、趣旨採択と言っても何もしないと逃げになるみたいな話になって、なくなっているわけだが、実際制度としてできないわけではないという確認と採択・不採択のどちらかにしてしまうことにより陳情者と我々の思いの差ができていくかもしれない。私たち議員同士の議論もここだけでは足りず、それで決めてしまっただけで、こういう方向でみんなとなった時に陳情者と思いがずれていたりすると、それは本末転倒だと思っていて、趣旨採択のところではよいのか。

庶務課長

会議規則を見ると採択か不採択と書いてある。二宮町では申し合せ事項で趣旨採択というのは選択肢として残っている。ただ、それは申し合わせ事項なので、どこにも書いていない。その中でそういった選択肢があってもとってこなかった、というような傾向にあるということである。選択としてはある。

議長

私は皆さんがよくわからないまま来ているのが拭えない。陳情書を出して通っても、通らなくても記録に残る。まして文化財について、たとえば10年後、20年後、30年後に今日のやり取り、もしくは本会議のやりとりを将来の方が見たときにあやふやなものしか残っていないということに非常に懸念を感じる。趣旨採択という言葉も出たが、もう少し主語がはっきりしているもの、何を求める、費用をどちらが出すのかわからないこともあるので、もう少ししっかりしたものを将来に残すべきだというふうに逆に思う。個人的な意見として、改めて出されたらいかがか、もう一度、私たちも審査してみたい。

< 討論 >

議長

私は反対の立場で討論する。陳情内容には非常に賛同するところがあるが、陳情項目について今一度確認したい。将来的にもきちっとしたものを残したい。改めて趣旨内容、陳情項目を精査したうえで、陳情なさるのがよろしいかと考えるので、今回の陳情については反対である。

小笠原

賛成の立場で討論する。先日陳情者とともに山川邸に拝見し、話を伺ったり、吉田邸は外部から視察させていただいた。今やらなければ、どんどん状況が変わってくると思うので、今現在の現況調査が必要であると考えてるので、2、3がどういうふうになっていくのかが、あったとしても、完全な陳情でないにしても、町に遺産を残したいという1点で賛成する。

一石

賛成の立場で討論する。1について気になったが、陳情者は共同の形も考えており、町に負担のかからない選択肢がいろいろあることが分かった。陳情内容は十分理解するし、町が資産、地域資源を活かしていないことがはっきりしたので賛成する。

< 採決 >

委員長

それでは陳情第2号を採決する。陳情第2号を原案のとおり、採択することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5対1

賛成 松崎・露木・小笠原・前田・一石 各委員

反対 野地委員

挙手多数である。よって陳情第2号は採択と決定する。以上で陳情第2号の審査を終了する。

休憩 10時54分

再開 11時10分

②少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める陳情（令和 2 年陳情第 3 号）

<補足説明>

説明については、事前にお配りしているので、これより質疑を行う。

<質疑>

松崎

今回の新型コロナ禍、100年に1回のパンデミックであり、前回のスペイン風に次いで100年ぶりの大きなパンデミックというふうに位置づけられていると考えている。そういった中で緊急対策を国も県も町もいろいろと講じているわけであるが、大前提となるのが、このパンデミックが収束したら100年間また起こらないのか、それともこれからは頻繁に起こるので全然対策が違ってくると思う。特にインフラに関することとか。読ませていただくと、恒常的な感染症対策としてという文章が下から9行目のところにあるので、そうすると今回の改善策というのは、パンデミックが治まって次はまた100年後ではなく、これから頻繁に起こるのを前提に陳情されているのだと私はとったが間違いないのかが1点目である。だとしたら、収束した後100年間起こらないではなく、これから頻繁に起こるのかと考えるのかということについて、その2点お答えいただきたい。

高橋

改めて中地区教職員組合の高橋である。本日は貴重なお時間をつくっていただき感謝する。ご質問に回答する前に冒頭で申し訳ないが、私の確認不足で陳情書の誤表記についてお詫びさせていただく。陳情書の見出し文及び陳情事項の少人数学級編成の「成」の字だが、正しくは制度の「制」の字表記である。訂正してお詫び申し上げる。

それでは、改めて今のご質問に対して回答させていただく。まず、新型コロナウイルスコロナ禍において教育現場のみならず、大変な社会混乱を巻き起こしているという認識である。私どもの、この陳情については毎年お願いしていたものである。少人数学級、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元、これは毎年お願い申し上げているところである。学校現場、多様化、複雑化している子どもの背景、そういった部分に対しての心のケアがまず必要。さらには学習の保障、きめ細やかな豊かな教育という部分でも、この陳情の内容は非常に必要だと、この間も願いながら陳情させていただいているところである。こういった背景の中で今回のコロナ禍が起こり、国の方も感染症の予防という部分から、この少人数学級の実現については議論が進んできたという認識している。安部首相も教育実行再生会議の中で、萩生田文部科学大臣もこの少人数学級については検討をというところと言及をしているので、感染症をきっかけに世の中でも、社会でも、この学校現場の実態というものに改めてクローズアップされたのかなというふうに思っている。コロナウイルスに限らず学校現場においては、インフルエンザの感染についても毎年冬の時期には、非常に学級閉鎖等のいろいろな課題が起こっているということは

皆さんもご承知のところかなと思う。あくまでも子どもたちの豊かな学び、きめ細やかな教育という部分で陳情させていただいているが、改めてコロナを以って、多数に課題が学校現場に起こっているの、皆さんに議論していただきたく、陳情させていただいている。

委員長

なぜパンデミックが長引くというか、コロナ自身がずっとあるというのはどういう根拠かという質問だったが、そのへんについて触れていただきたい。

高橋

パンデミックが今後も続くということだが、私も専門家でないので回答が難しいところではあるが、解決にむけての見通しが立っていない状況が今もあると思う。その中で私たち学校現場は子どもの学びの保障という部分では、学校は今日もやっているの、そういったところで続けてかなきゃいけない。ただ、現実的に子どもたちも感染リスクを回避できない状況で学びが進んでいるので、まずは今日的な課題として、さらには解決がみえないというところでは、抜本的な少人数学級を進めていく必要がここでもあるのではないかとこのところである。なかなか明確な回答なっていないかもしれないが、感染症の専門家でないので、ただそういった心配については払拭できないという部分で申し上げさせていただいている。

松崎

専門家ではないので、私の質問には完全な回答はできないと理解をした。

小笠原

私は少人数学級には賛成の立場でずっときているが、町の一色小学校なんかは、すでになっている。私の孫も少人数で、1クラス、1学年を23人くらいでやっている。私自身も成長する時に1クラスでとても嫌だった。友達が限定されるのが、それしかないってというのが。12年間、保育園の時から中学3年までずっと1学年1クラスだった。やはり学校っていうのは、ただ学ぶだけでなく、お友達をつくるのが非常に重要で、教職員組合も少人数学級編制だけでなく、単級化を解消するのをもっと強く打ち出すべきだと思うが、1つ覚えでこればかりやっているのもいかがかと思うが、どうか。

高橋

まずご質問の中にあつた学び合い、助け合いという部分だと思うが、学級の規模が小さくなることによって、そういったことが実現しにくくなるのではないかとこの意見もあるかなと思う。現行の学習指導要領においても肢体的で対話的な深い学びの実現というのが重要とされている。二宮町もごもっともだが、全国で定数法の部分で40人学級ということなので、やはり交流という部分で考えた時に、果たして40人というスケールがどうなのかなというところで、申し上げさせていただいている。一色小のお話私も私どもも勉強させていただいている。地域の学校とう良さがあり、一色小の地域の中で子どもたちを育むという施政の中で今まで教育活動を続けてきたかなと思う。統廃合とかそういう話になるかなと思う。二宮町の方でも議論が進んでいるというふうに認識をしているが、ここについては学校現場の人間というよりかは、やはり

地域の学校であるため、地域の皆さまとともに十分議論をしていく必要があるかなと思う。大きな規模になれば、その分集団形成はたしかにできるようになるので、例えば 20 人学級が実現したとなれば、20 人と 20 人を併せて今の 40 人学級というグループも作れるので、学級の活動のみならず、学校での活動にはさまざまなものがあるので、その中で集団を形成していくということは 40 人学級から少人数が進んでも、これは実現できるかなというふうには思っている。

小笠原 次回提出する時には、単級は避けるように町全体でみるということも含めてやっていただきたい。

高橋 検討させていただく。

前田 この少人数学級編制の実現についてだが、1 学級何名をお考えになっているか。まずその点についてお聞きする。

高橋 私ども教職員組合としては、まず 30 人学級の実現というところも目標にさせていただいている。ただ、学校現場は今教員不足だったり、クラスをいきなり増やした時に空き教室が足りないなどの問題も当然起こってくる。なので、私たちとしても理想的なところを掲げながら要求していくというよりかは、現実的な現場の声を大事にしながら進めさせていただきたいというふうに思っている。何人が理想かという話になるが、私ども 40 人学級をこの 40 年間、定数法の中で行われているので、実際には何人というところでは、実感的には分からなかったところがある。ただ、今回段階的な学校再開ということで、二宮町においても 6 月の第 4 週までは分散登校が行われていたというところである。クラスを 2 つに分けて 1 日ごとに登校させるというかたちである。現行の 40 人学級で考えれば 20 人学級を実施したというところだが、空間的なゆとりから子どもたちがのびのびと穏やかに過ごせたという話が多く聞かれた。私たち教員にとっても子どもたち 1 人ひとりを目配り、気配り、心配りがしやすくなったので非常に良かったという声があった。また、1 つの事例だが、登校渋り、なかなか学校に行くことができなかつたお子さんが実際に登校できるようになったという例も聞かれている。そういったところから 1 つ実感として言えるのが、非常にこの 20 人学級という分散登校の中で感じた少人数制の学級というのは現場的には良かったという声が多く聞かれたというところである。

前田 現在、二宮町の場合だと 30 人ということだと、ほとんどの学年が 30 人になっているわけである。そこで学級編制及び教職員定数に関する資料を見ていくと、現在でも都道府県、教育委員会の判断により児童生徒の実態等を考慮して 40 人を下回る学級編制基準の設定が可能になっていると思う。現在でも 42 都道府県で少人数学級を導入していると思うが、神奈川県は 1 学級の人数は国の基準と同じであるか。また 2 点目として、二宮町では教科によりクラスを 2 つに分け少人数指導が実施されているが、この中地区で少人数指導を行っている学校の割合はどのくらいあるか。

高橋

自治体、都道府県だが、神奈川県の中で、加配措置ということ各学校においては実施されているというところである。定数法の改善の中で、小学校 1 年生については 35 人、神奈川県については少人数加配というところで、優先的に小学校 2 年生については 35 人以下を実施するという加配措置がついている。さらにコロナの第 2 次補正予算の県予算の中で、消毒作業に追われる学校現場の職員の実態からスクールサポートスタッフというかたちで加配措置が行われたり、或いは学習支援員というかたちでの加配、これも県予算で行われている二宮町においても行われていると認識をしている。ただ、コロナについては今年度いっぱいという現段階での加配措置という回答になっている。私ども申し上げているのは、全国どこに住んでいても一律の教育水準を求めていくというところである。神奈川県においては、たしかに加配措置が小学校 2 年生までと優先的になっているが、これは自治体によって違う自治体がある。さらに言えば、町でも加配措置があるかと思うが、ここも自治体の財源によって教育環境というものに差が出るということである。二宮町より当然豊かな場合もあるし、なかなか足りない自治体もある。私どもが申し上げているところとしては、全国一律、同じ基準で教育環境を進める。そのうえでは定数法の改善がまず大事ではないかという陳情の内容になっている。

委員長

あともう 1 点あったのが、少人数指導している学校の割合である。

高橋

少人数指導というと、例えば算数とか教科によってクラスを 2 つに分けたりとか、多くの学校であるかと思う。加配措置の運用については学校に任されているので、割合的にはなかなか学校の実態によるので、はっきりした数字は申し上げられないが、やはり子どもたちの背景が多様化、複雑化していることであるとか、きめ細やかな指導を行っていくという意味では、学校の中でクラスを分けるために加配措置を使うということも結構多くの学校で見られる。

前田

あと、神奈川県は 1 学級の人数は国の基準と同じかという答えがなかったと思うが。

委員長

その点、いかがか。

高橋

小学校 2 年生を優先的に 35 人以下学級の加配をとるところになっている。あとは基本的には 40 人学級で中学校 3 年生まで行われているというところである。

前田

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元については、平成 22 年度に新教職員定数改善計画案が出され、23 年度から 30 年度までの 8 年計画が策定されたが、小学校 1 年生の定数を減にしてところで止まってしまっていると思う。なぜ止まってしまったのか経緯があればお聞かせ願いたい。2 点目だが、二宮町の各学校の教職員数を見ていくと、中学校は定数にほぼ近い、若干増になっている数だが、小学校は

3校とも定数を大きく上回っている。加配されていると思われるが、この地区で加配されている教員の平均人数は各校どのくらいいるか。

高橋

今お話しいただいている通り、定数改善計画については策定されたものの、小学校1年生35人以下学級が実現したところで止まっている。経過としては例えば、政府の三位一体の改革による事務教育費国庫負担制度の縮減をはじめ、教育予算に対する縮減が行われているというのが、進まない原因かなと思う。例えば財務省にやり取りの中では、エビデンスを求められるということもあり、なかなか文科省が打ち出せないというのは、背景としてあるかもしれない。なかなか教育というのは経済のように、すぐに効果が見られるということではないので、言葉はあれだが、未来への投資というような言葉もあるので、やはり時間をかけて成果がうまれるものと認識している。

前田

二宮町の場合には多数加配されているが、この中地区全体を見ていると各校で何名くらい平均して加配されているのか。

高橋

この加配も実は学校規模によって一律ではない実態がある。或いは県予算、市予算で学校の中に加配が起こったときに新たに加配されるというようなこともあるので、一律ではなかなか申し上げにくいところがある。ただ、人数として多い割合ではないので、ここは自治体の財源がもとになり、決して多い人数ではないということは申し上げさせていただく。

露木

コロナの感染防止でのソーシャルディスタンスという意味でのスペースがなくて、パーソナルスペース、人と人が快適に過ごせる空間。そういう意味でも、例えば30人学級とかになっていくと広がると思う。そのへんの効果って何か授業とか学級の中であれば、教えていただきたい。今回、このコロナで子どもたちに色んな決まりが先生から話されたと思う。例えば給食は前向いて食べなさいとか、人との距離を空けなさいとか。そういう子どもと保護者のストレスを聞いていると、自分たちで決められないところにストレスがあるようにも見える。上から言われるだけで。コロナだけじゃなくて、中学校の校則1つとっても自分たちで決める時間とか機会がなかなかない中で、少人数学級のメリットとしてそういったこともしやすいことになるのか。あと3つ目には、コロナの影響もあると思うが、保護者からもかなり少人数学級を求める声を私は聞く。そのへんについて聞いていることあれば教えてください。

高橋

お手元に資料があればご覧ください。1ページ目である。目安40人学級だとこのような席の配置ということなので、今の学校現場というのは、なかなか通路も確保できないという状況がある。例えば一方的な教師からの指導という部分はこれで成立するかもしれないが、学校現場は子どもたち同士の関わりであったり、共に学び合うところが、なかなかこれだと実現しないということである。さらには給食の配膳であるとか様ざまな学校生活の中で毎日行われることも現状だと活動が制約されているところである。今ご質問があったように、保護者の不満もいろいろ

ろある。学校の消毒に対する対応であったり、学習の遅れであるとか、保護者の方も非常に興味があり、いろいろな声を寄せていただいていることを私たちも受け止めている。不安というものがコロナにおいて大きかったと思うので、なかなか子供たちのストレスも大人が考えている以上に非常に大きく計り知れないものがあるのかなと思う。6月からこの生活が続いているわけであるため、私たちとしては今後、子どもたちの心身にいろいろな影響が出てくるのではないかと心配をしているところである。

委員長 あと保護者から少人数学級を求める声が多く聞かれる状況について、高橋様の方で、どう捉えられているのか。

露木 保護者の皆さまからのそういった声も非常にあると認識している。学校再開後、なかなか保護者の方が学校に来るといことも様子を見るとやはり制限されていたのかなと思うので、やはり開かれた学校という意味で子どもたちの様子を見ていただくためにも、私たちもこの感染症に対してはデリケートに扱いながら、保護者との連携に努めているところである。やはり見えないことに対する不安というにもある。冒頭の質問に戻っていくが、安全の部分では私たちどうしても一方的な指導にならざるを得ないのかなと思う。学校現場で恐れているのは、やはりクラスターの部分であるとかは保護者も心配をしている。学校の現状を保護者の方にも分かっていたきながら、そのうえで、学校現場において何ができるのかというところを必死に各学校で頑張らせていただいているところである。

露木 人数が減ることで教室の空間が空くというお話はよく分かった。子ども達の心理面で、40人いる圧迫感と30人になる心理的な側面のデータなのか、声なのか把握されているか。

高橋 客観的なデータというところでは、なかなか現場の声としてしか事実としてお伝えできないかなと思う。私たち大人もそうだが、ギュッと詰まった空間にいれば窮屈さとかを感じるものかなと思う。子どもたちは非常に環境の変化を感じると認識している。例えば今日のように天気がこう荒れている、低気圧が近づいている時には、子どもたちはなんとなく不安にもなる。子どもたちが活動を制限されることが多くなれば、どうしてもイライラしたり、落ち着きがなくなったりしてくるというわけである。やはり空間的な余裕が1つあったり、時間がゆったりと流れている、そういった中で子どもたちも自然と落ち着いたりとか、友達の声、先生たちの声に耳を傾けやすくなったりとか、ざわざわした環境ではなく、静まり返ったしっとりとした教室空間が望ましいと思う。やはりこの40人というのが適正なのか、逆に言えばこの客観的根拠もないわけで、国際的に見れば、資料でもお示ししているように日本はだいぶ少人数が実現していないところにある。もう少しここは私どもだけではなくて、社会全体で議論を進めていく必要があるのかなと認識している。

一石 さっき文科省の方で少人数学級が良いというエビデンスがあまり認め

られないということをおっしゃったが、少人数学級が良いというのは、この度 20 人のクラスで分散をやった時に先生方がとても良かった、子どもたちも良かった、それから二宮町が小中一貫を進めたきっかけとなった小学校もたしか少なかった。それからみんなの学校で有名になった映画の舞台である大空小学校も少ないクラスであった。だから人数が少ないということはすでにエビデンスがあると思うが、文科省の方はないと捉えているのか。

委員長 財務省が求めているエビデンスと文科省のエビデンスのギャップかなと思うが。

高橋 資料の方を使わせていただく。4 ページ、5 ページ目になる。OECD の調査であるが、日本も学習学力状況調査を行わせていただいているが、教育先進国であるスウェーデンと比べたときに日本の学級の実態はエビデンスとしてはあるかなと思う。財務省が言うのは、効果が、学力が何パーセント上がるかという議論になってしまうということである。私たちはなかなか学びというのは、すぐに実行があるようなかたちで効果が見えるものではなく、学力のみに限らず、子どもたちは様々な支援を求めているので、そういった部分でのきめ細やかな指導ができるという意味で少人数を改めて申し上げているところである。ただ、計画が出ているのに進んでいないという先ほどのお話もあったが、安倍首相もこれについて 8 月のところで言及している。萩生田文部科学大臣も検討していかなければならないというふうに課題認識をしている。私たちとしては、現場からも今回のこともふまえて、実感的にそういったものが必要だよと申し上げていきたい。

＜執行者側への参考質疑＞

前田 二宮町の中学校では、ほぼ定数に近い教員配置数になっているが、小学校は 3 校とも標準定数を大きく上回る教員配置がされている。望ましいことだと思うわけだが、これだけ多くの教員が配置されているが、町費負担での教職員は何名いるのか。2 点目として、少人数学級となり、学級数が増になっても現状の教室数で賄うことが可能かどうか。

教育総務課長 まず定数に関しては私から回答させていただく。結論から申し上げますと、町費で雇用している正規の教員という存在はいない。全てが県費負担教職員となっている。今、前田委員がおっしゃったように規定分と規定外とあり、二宮の小学校だと、今年度の 4 月 6 日現在で規程数に位置づけられる教員の数は校長を除いて 56 名である。それに対して規定外分は 10 名ほどいて、この方々は先ほど陳情者もおっしゃっていたように少人数学級を持つための加配があり、それを二宮町として加配をいただきたいと神奈川県に申し上げて規定よりも 10 名多い教員をいただいているということになっている。

教育総務班長 私の方から教室数の減についてお答えをする。こちら結論から申し上げますと、学校によって教室のキャパシティが対応できるところと、できないところがあるという状況である。少し学校の状況をお伝えすると、

一色小学校と今現在すべて単級だが、こちらの学校に関しては、通常の教室以外に活動室やコミュニティルームといったところで活用している部屋があるので、そういったところを活用することによって、20人学級教室のキャパシティがあるというような状況である。一方で二宮小学校については、こちらについては1番人数が多い学校だが、空き教室が非常に少ない状況である。なので、学校によって物理的なキャパシティがあるところ、ないところがあるという状況である。他の3校についても20人学級というところを基準に考えると、やや教室数には不足があるかなという状況である。

野地

ハード面をまずお伺いする。今ご答弁をいただき20名を想定した話だったが、先ほど30名という1つの案があると、30名で果たして今の空き教室を含めて対応できるかなというところに、ちょっと疑問を感じた。それと現行の40人教室はながいこと40人だが、途中でスペースのJISが変わって、当時関わっているものとしては先生が後ろまで歩いていけないと。掛けるときに荷物を掛けられない状況が今あるのだろうとは思っている。例えば40人の机が並んでいるという想定の中で、そういう指導において今困っていることの声が出ていけばお聞かせいただきたい。次にソフト面だが、1クラスの人数が減るとなると、クラス内での競争心だったり、協調性コミュニティ、そういったものが不足していかないかなという逆の心配も出てくるが、これについては教育委員会としてどのようにお考えになっているか。あと予算面から1つ確認をしておきたい。先ほど職員のことについては県職ということでお伺いをしたが、普通教室にするという整備が何教室か分からないが発生をする。その場合、国庫負担2分の1に戻せうんぬんもあるか分からないが、町負担としてどのくらいを想定するかとか、イメージがあればお聞かせ願いたい。

教育総務課長代理

最初にソフト面の方から今お話しがあったクラスの人数が減ることで、子どもたちの競争心や協調面にどういう影響があるかというところで、たしかに人数がすごく減った場合には子どもたちの協調性やクラス内で友達と仲良くするところでは、それが10人とか本当に少なくなった場合には懸念されるところがあると思うが、この人数であれば目に見えたそういう面は見られないかなと思う。逆に人数が多いと1人ひとり进行を細かくサポートすることがなかなかできないという面があり、人数多いことでクラスが落ち着かなくなってしまうたり、問題が起きた時になかなか対応ができないという負のデメリット面が多いのかなと思っている。机の大きさについては実感として教室が少し狭く感じるのはある。やはり机が横に7,8個並ぶと机間巡視をする時にも教員が歩いて自由に動き回るのがなかなかしづらいという面がある。先日も国の方から今GIGAスクールを進める中で、机にパソコンを置いたらどうかという調査とかもあった。要は子どもたちの学習環境がどんどん変わって行って、たぶんパソコンを今後置くことになると、机もちょっと大きくなってくる可能性もあるのかなと考えると、そういう意味では少ない人数ということは指導面でも助かるのかなと思う。

教育総務班長

私の方からハード面のことについてお答えする。まず30人学級を想

定した場合、先ほどの 20 人学級を想定したものと同様に、特に二宮小学校では今 31 人以上の学級が 10 学級ある。やはり空き教室の状況を考えて 30 人学級を実現するということもハード的な課題があるかなという状況である。30 人学級を編制した場合に課題となるものについては、今現状 40 人学級で各教室にテレビや昨年度付けたエアコン、こういったものが別の教室にまた付けなければいけないということで、1 教室でおそらく数百万円程度の費用がかかってくるという課題はあるかと思う。40 人学級を今運営していく中で、学校からの課題を聞いているかということだが、特に学校の方から具体的にというものではない。

野地

細かいところではメリット、デメリットが発生するだろうと承知はしたが、二宮町教育委員会としてこの陳情を受けて、陳情通りに学校教育が進めば、より一層二宮町の教育としても発展していくなというふうにお考えになっているか、ちょっと時期が早いと思っているのか。そのへんの見解をお伺いする。

教育部長

少人数学級は効果があるものと思っている。町もかねてから少人数指導は教科によって行っている。少人数研究といって、1 クラスが多い学年、40 人に近い学年については加配を使って 1 クラスを少なくして少人数研究をやるというのも、学校によっては行っている。国、県に対しても少人数学級編制をお願いしたいと要望も行っている。やはりコロナ禍を 1 つのきっかけとして、さらに進むということは大変良いことだと思っている。ただ、先ほど委員の方からもあったが、いろいろな課題はあるので、それについては 1 つ 1 つクリアしていかなければいけないと思っている。

松崎

少人数学級の実現にむけて、今回の新型コロナ禍というのは言ってみれば非常にアクセルになっているという今のお話だったが、先ほどの質問と同じだが、今回の新型コロナ禍はパンデミック。前はスペイン風邪。それで 100 年ぶり。そうすると収束したら 100 年間起こらないという考えなのか、それとも頻繁に起こるといふ、どちらを前提に対策を講じているのかお考えを聞かせたい。

教育部長

少人数学級の必要性は以前から言われていて、教育委員会としてもその必要性は感じているので、これまでも国や県にお願いしてきたところもある。先ほど申し上げたとおり 1 つのきっかけになると思う。国の方でも動き出しをしているところである。やはりコロナが収束するかどうかはあれだが、with コロナと言われるように、共に進めていくのは当面続くと思う。インフルエンザだけでなく、新たな感染症も出てくるかもしれない。専門家ではないのではっきりしたことは言えないが、こういう時代になってきているのかなというものはある。それも十分に加味したうえで、こういう体制づくりをしていかなければいけないと感じている。

<質疑>

休憩 11 時 54 分

(傍聴議員の質疑：大沼議員)

再開 12時07分

<意見交換>

なし

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは陳情第3号を採決する。陳情第3号を採択することに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手全員)

挙手全員である。よって陳情第3号は採択と決定する。以上で陳情第3号の審査を終了する。

休憩 12時09分

再開 13時10分

③二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(町長提出議案第53号)

<補足説明>

説明につきましては、事前にお配りしておりますので、これより質疑を行います。

<質疑>

小笠原

資料の2にある第7条の2の(2)で、次項の連携協力を行うものの、本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることと書いてあるが、本来の業務の遂行に支障が生じる事例を教えてください。

子育て支援班長 本来の業務というのは、小規模A型、もしくはB型において、そもそも入所している方たちに保育をしているので、そういう保育ができなくなないようにやること、そしたら受けられるよということである。

小笠原

もし、支障が生じるとしたらどういう事例があるのか。

子育て支援班長 本来受けているお子さんたちの保育をやるうえで、保育士の数が足りなくなるとか、そういったことが生じる事例かなと思われる。

露木

口述の資料から質問をするが、改正概要のところの代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和というところだが、A型またはB型または事業所内保育事業者の保育の提供でも認めるという部分は、この3つと家庭

的保育の基準の差はどんな感じかというのが1つ目。その後、卒園後の受け皿だが、町が利用調整の際に当該児童を優先的に取り扱う等の必要な措置を講じているときは、という文章があったりして。今、町にはないが、どういう状況が優先的に取り扱う必要な措置ということになるのか。

子育て支援班長 まず、基準の差である。小規模保育事業のA、B、C型、事業所内保育所とあるが、小規模保育事業はそれぞれ保育士の資格が違ってくる。A型は保育士でなければダメである。B型は2分の1以上が保育士。C型は家庭的保育者、要は研修を受けたものであれば良いというような基準に差がある。それから事業者内保育に関しては、基本的には20名以上は保育所の基準と同じであり、定員が19名以下であればA型、B型の基準と同じようなものがある。それから、利用調整の部分に関しては家庭的保育を受けている方が今後3歳になって、家庭的保育を終了する時に町の方が空いている保育園どちらかに優先的に入れてあげる措置をするということになるので、他の申込者と比較して、その方たちを優先的に入れられるのであればという解釈になる。

露木

その下に、認可外保育施設でも足りることとされたとあるが、認可外だと金額が高かったり、保護者にかなり負担が来ると思うが、保護者からしてみたら、認可外でも足りるとされてしまうのが負担になるのではないかなと思うが、いかがか。あと食事の提供だが、今保育園の中に調理室があるところがあると思う。それにはしっかりとした理由があるわけだが、この家庭的保育で緩和していくと、ゆくゆくは普通の保育園まで波及していくのではないかという懸念があるが、そのへんの動きについて、もし分かれば教えていただきたい。その他の部分で、連携施設の確保が著しく困難な場合であって、必要な支援ができると町が認める場合は連携施設を確保しないことができるという期間とあるが、連携施設の確保が著しく困難だが、必要な支援を町が行うことができるという両方で何が違うのか教えてほしい。概要の(2)にある卒園後の受け皿のところ、さっき聞いた利用調整の際に当該児童を優先的に取り扱う等の必要な措置を講じるときは優先的に保育園を確保するというところだったと思うが、必要な措置を講じているときは連携施設の確保を求めないことができるという部分の意味がよく分からないが、何がどう違うのか教えていただきたい。

子育て支援班長 1つ目において、認可外でも足りるといった部分だが、本来は教育保育施設を確保しなければならないといったところだったが、利用定員が20人以上であり、地方公共団体から助成を受けている認可外施設を用意できるのであれば、それでも構わないと言っている。教育保育施設でなくても良いと言っていて、認可外だと高くなったりというお話があったが、高くなっても入れるという受け皿を持っていれば、そういったことでも構わないと言っているわけである。そこに入らなければならないというわけではないため、そういったものを確保すれば、それでも構わないという緩和がされたことだと思っている。あと外部搬入の話だが、今後保育園までそういったことが影響してくるのではないかと懸念さ

れるということだったかと思うが、現状で言うと保育園は自園調理場を持っているので、今後保育園まで波及してというのは基本的に考えにくいかなと思う。こういう小規模の家庭的保育だから外部搬入が認められるわけであって、保育園まで波及してくるのは考えにくいかなと思う。

子育て・健康課長 最後の質問の部分で、卒園後の受け皿の提供に関するところで、先ほど班長の方から説明があったが、家庭的保育の0、1、2歳、3歳になると卒園して他の園にいかなければならないという部分で、優先的に取扱うという措置を講じている時はということなので、町の方で全体的にお子さんがなかなか入りにくいというところは0、1、2歳の部分になるので、卒園して3、4、5歳になると絶対ではないが比較的、園の方に紹介させていただければ小さいお子さんよりは入りやすいというところがあるので、そのへんは町の方の認可保育園に入れれば、連携施設の確保はしなくても良いということになった。

健康福祉部長 連携施設のその他で言っている部分である。まず、この法律は5年前にできた。今までこういった施設は全て認可外の施設であった。それが子ども子育て支援法ができて、新たに家庭的保育だったり、先ほどの小規模A型とかいろいろなものが新規にできた。それは3歳までで、それ以降については対象にならない。そのために連携施設を3歳以降に持ちなさいという法律ができたが、それはいきなり全ての施設において持つことが不可能であろうという中で、国の方は5年間の経過措置をとった。それがさらにここで5年間延びるということである。実際にはなかなか現実的な話として、他の市町村に聞くと、やはり認可の保育園、幼稚園とかそういった施設と系列が違ふところと連携施設とすることが現実的に非常に困難である中で、今回もう少し猶予が与えられたということが実態である。実際この文面に書いてある必要な支援を行うことができる町が認める場合というのは…。少し訂正をする。こちらについては必要な支援を行うことができると町認める場合であるため、現実的にそういう状況を鑑みて、町の方で支援ができるということになってくると思う。

露木 今のだけ再質問である。他の保育施設がいっぱいで難しかった場合というのが前半の具体例で出たが、後半では必要な支援を行うことができると町が認める場合というのは、じゃあ町は他に何をしてくれるのかということをお聞きしたい。例えば町外になってしまうが、確保できたということであれば、町の支援になるのかもしれないが、何か並列してて両者同じではないのかと見えてしまう。だから後半部分の具体例が分かると良いのだが。町内の保育園がいっぱいで入れないときに、町が何か支援をすると連携施設を確保しないで良いという手。では、その町の支援は何であるか。

子育て支援班長 子ども子育て支援法の59条の第4号に載ってあるところだが、町が巡回相談などの基幹型保育みたいなのところがあって、そういったところが巡回をして、保育の面倒をみることができる場合は連携を確保しなくていいという内容になっている。今の二宮町の現状だとなかなか想定し

にくい、子ども子育て支援法の中でそういった制度があって、新規参入施設等への巡回支援とか、そういったことができ、例えば事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談、助言、各種手続きに関する支援を行う事業だったり、事業開始後、事業運営が軌道にのるまで当面の間、保護者や地域住民との関係構築や利用児童への対応等に関する地域支援、相談、助言等を行う事業。それから小規模事業の連携の斡旋等、事業実施にあたっての連携先の紹介等を行う事業だったり、小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として支援チーム、自ら連携施設に変わる巡回支援等を行う事業。こういったものがその他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるように市町村が認めた事業をやるようなことがあればという内容である。

露木

今の巡回についてだが、3歳に子どもがなって、次の保育園が決まらず、保護者のところに巡回をするということなのか。要するに家庭的保育に行っていた子は、家にいて保護者も働けなくて、巡回を待つという意味なのか。もう1回教えていただきたい。

健康福祉部長

こちらの連携園というのは、3歳以降だけでなく普段の運営からいろいろな面でアドバイスをもらったりする、そういった意味で巡回とかそういうのは、今の園に行き、相談をするということで、これは3歳以降に限った話ではない。いろいろなことをやっていけば良いということで、ここで言えば、あくまでも3歳以降の連携施設を保障するものではない。3歳以降のところを代わりに確保しなくても、制度上は大丈夫というか、この家庭的保育事業等を行うにあたって、本来は3歳以降の受け継ぐ施設をとらなきゃダメであった。でも、なかなか見つかれない現状がある。だから町で巡回サービスとかで、今の園に対するアドバイスとかいろいろなことをやって、いずれ連携施設を持てるような方に持っていくことができそうであれば、今の時点では経過措置で、もう暫く連携施設なくて良いという趣旨になる。ただ、今回の経過措置だけではなく、他の部分で連携施設は幼稚園とか保育園とか子ども園とかでなきゃダメだったものが、A型の小規模保育とかに広げられたということで、連携施設に変わるものを用意しやすくなった。経過措置が5年間延びる間にさらに連携施設をしっかりと確保してくださいというような趣旨の改正だと考えている。

委員長

私から1つ伺う。新しい基準ができて、先ほど部長からも全体に条件を緩和していくという趣旨という説明があったが、国の法律基準の変更によるものだとされているが、必ず国の基準に従わなければならないものなのか。それとも町できちんと考えて参酌するものでいいのか。そこだけ確認をさせていただきたい。

子育て支援班長

今回の基準改正は全て、国の従うべき基準の中にある。基本的に従うが、ただ規制の緩和なので、もし変えないとしてもそれを包み込んでいくというか、規制を緩和しないと、もっと厳しい条件になるので必ずしも緩和しなければならないものではないと思っている。

休憩 13時37分

(傍聴議員の質疑：大沼、二宮 各議員)

再開 13時51分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第53号を採決する。議案第53号を原案のとおり、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5対1

賛成…松崎・露木・小笠原・前田・野地 各委員

反対…一石委員

挙手多数である。よって議案第53号は可決と決定する。以上で議案第53号の審査を終了する。

閉会 13時52分